

# 軽自動車税課税保留及び課税取消しの取扱要領

## 第1 趣旨

軽自動車税は、原則として課税賦課期日現在の所有者に対し、賦課すべきものであるが、処分等により既に当該車両を所有していないにもかかわらず正式な抹消登録が困難である場合や、所有者、車両が不明であり軽自動車税を賦課することが不相当である場合が存在する。

この要領は、このような止むを得ない事情が存在する納税義務者に対応するため及び軽自動車税の賦課徴収業務を円滑に進めるため、軽自動車税の課税保留及び課税取消しの取扱について定めるものとする。

## 第2 用語の定義

- 1 課税保留 課税を一時的に留めることをいう。
- 2 課税取消し 取消し事由の発生した時点から課税を取消しすることをいう。
- 3 判定資料 異動日現在に車両を滅失したことが客観的に分かる書類（盗難届け、事故証明書、罹災証明書、または公的機関の照会回答か、証明ではないが客観的な事実を証する資料等）

## 第3 課税保留及び課税取消しの対象

### 1 課税保留

- (1) 納税通知書の返戻があったもので年度内に所在が判明せず、課税することが不相当であるもの。
- (2) 徴税吏員による調査の中で、納税義務者又は当該車両が所在不明のもの。

### 2 課税取消し

- (1) 課税保留が3年以上続いたもの。
- (2) 納税義務者から、現在車両を所有していない等の申立があったもの。

## 第4 課税保留及び課税取消しの手続き

### 1 課税保留

- (1) 納税通知書の返戻があったもので年度内に所在が判明せず、課税することが不相当であるもの。

軽自動車担当において、納税通知書の返戻があったもので年度内に所在が判明せず、課税することが不相当であるものを、公示送達者リストから抽出し、市民税課長の決裁を受け、次年度以降の課税保留処理を行うものとする。

- (2) 徴税吏員による調査の中で、納税義務者又は当該車両が所在不明のもの。

調査を行った徴税吏員が、調査顛末書による軽自動車税課税保留調書(様式2)を作成し、市民税課に提出するものとする。なお、当該申請書については、軽自動車担当において、市民税課長の決裁後、次年度以降の課税保留処理を行うものとする。

## 2 課税取消し

### (1) 課税保留が3年以上続いたもの。

軽自動車担当において、3年以上課税保留のものについて抽出し、住所等の異動確認を行ったうえ、市民税課長の決裁を受け、課税取消し処理を行うものとする。

### (2) 所有者等から、課税賦課期日現在、車両を所有していない旨の申立があったもの。

ア判定資料がある場合。

軽自動車担当において、判定資料を確認するとともに税務連絡書(様式1)により、承認又は却下について市民税課長の決裁を受け課税取消し、還付処理の手続きを行うものとする。

なお、課税取消しを行っても車両の登録は抹消されないことから、廃車申告についても指導すること。

イ判定資料がない場合。

課税台帳等の確認及び現地調査等により当該車両の現況確認し、税務連絡書(様式1)により、承認又は却下について承認又は却下について市民税課長の決裁を受け翌年度の課税取消しの手続きを行うものとする。

なお、課税取消しを行っても車両の登録は抹消されないことから、廃車申告についても指導すること。

## 第5 課税保留等の軽自動車に対する調査及び課税

課税保留等の決裁を受けた軽自動車等については、その後において運行の用に供されている事実が確認されたとき又は、不正な申立てに起因して課税保留又は課税取消しの決裁がなされたことが判明したときは、直ちにこれを取り消し、遡及して課税する。

なお、盗難等により軽自動車等の所在が不明となり、課税取消しを行った軽自動車等が発見されたときは、発見された日をもって復活処理をするものとする。

## 第6 附 則

(施行期日)

1 この要領は平成17年4月1日から施行する。

2 平成6年3月9日決裁の軽自動車税課税取消(保留)の処理基準は、平成17年3月

31日をもって廃止する。